

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 「火災保険が使える」と誘う住宅修理の契約トラブル
- 2 貴金属等の訪問買取トラブル
- 3 アイネスからのお知らせ

■ 「保険が使える」と誘う住宅修理の契約トラブル

今回は、訪問勧誘に伴うトラブルのうち、ご相談の多い2事例についてお伝えします。
まず、保険金を使えるからと勧誘する住宅修理サービスの契約に伴うトラブルです。

〈事例1〉「屋根等が壊れてないか」と電話があり、台風で屋根が傷んでいることを話すと「火災保険で修理できる。うちの指定業者が無料で調査し、保険申請も手伝う」と言われ、後日業者が調査に来た。保険金が出るならと思い、その業者と工事の契約を結び、保険金も60万円出ることになった。その後、工事をなじみの業者に頼もうと思い、解約を申し出たら保険金の50%もの解約料を求められた。

〈事例2〉突然自宅に来た業者が、経年劣化で古くなったカーポートを見て『台風で傷んだ』と火災保険を申請すれば、保険金で屋根が修理できると言われた。まかせて大丈夫だろうか。

◇ 台風や大雪などの自然災害による住宅の損害については多くの場合、加入している火災保険等で補償されることから、「保険金の範囲内で修理するから自己負担はない」、「無料で申請等を手伝う」などと、電話や訪問で勧誘するものです。

◇ 事例1の他にも、次のようなトラブルが起きています。

- ・ 契約書に署名したのに、控えをもらえない。
- ・ 解約を申し出たら、高額な解約料を請求された。
- ・ 代金として保険金全額を前払いしたのに、着工されない。
- ・ 工事内容がずさんだったり、必要のない修理までされた。

◇ 悪質な例では、事例2のように、経年劣化による損傷を保険会社等には自然災害によるものとして申請するよう、業者から勧められたケースもあります。

【アドバイス】

- 業者の説明を鵜呑みにせず、必要のない勧誘はきっぱりと断ることが大切です。
- 契約している保険の内容を自分の目で確認し、事実に基づいて保険金を請求しましょう。

分からなければ保険会社等に相談してください。

- 複数の修理業者から見積もりを取り、慎重に判断しましょう。見積書を渡すことを拒んだり、着工前に代金の全額前払いを求めるような業者とは、契約するのを避けましょう。
- 事例2のように、うその理由による保険金請求は、保険金詐欺に該当するおそれがあります。
- 訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合には、一定期限内であればクーリング・オフが可能です。お困りの際は、お住まいの市町村の相談窓口やアイネスにご相談ください。
- 詳しくは **国民生活センターHP**
… http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20121206_1.pdf

■ 貴金属等の訪問買取トラブル

宝石や指輪、金貨等の貴金属を安値で買い取る「訪問買取」のうち、突然に訪問しての買取は法律の改正で違法となりました。

このため最近では不要な着物や洋服・楽器等がないかまず電話をかけ、その後不要品の査定や買取の名目で訪問し、その際に貴金属を強引に買い取るというトラブルが増えています。

〈事例〉 不要な衣類はないかと女性から電話があった。来訪したのは男性で、見せるだけのはずだった貴金属も買い取られた。クーリング・オフしたが、返品されず不安だ。

- ◇ 「電話は女性だったので来訪を承諾したが、来たのは男性だった」、「部屋の中を勝手に物色された」、「断ると『手ぶらでは帰れない』と居直られた」など、軽い気持ちで売ることにしたのに、怖い思いをしたり、強引な勧誘にあたりするケースが多く見られます。
- ◇ 「今が一番高値です」、「早くしないと大損ですよ」などのセールストークで勧誘され、その場で判断を迫られるような場合は、特に注意が必要です。
- ◇ 金銭的価値があると思われる品物を「値段が付かない」、「無料で引き取る」と言って、法定書面に品目などを書かず、業者が消費者（売却者）の承諾なく勝手に引き取ってしまうケースも見られます。

【アドバイス】

- 業者が消費者宅に訪問して貴金属等を買取る「訪問買取（訪問購入）」は、特定商取引法の改正により、勧誘や来訪を求めている者への勧誘行為が禁止になりました。
- 買取業者は品目や価格など法律で記載が定められた書面（法定書面）を買取時に消費者に交付する義務があります。また、消費者（売却者）は書面を受け取った日を含めて8日間以内であれば、クーリング・オフができます。
- クーリング・オフ期間中は、売却品を消費者（売却者）の手元で保管できるようになりま

した。手放してから後悔しないためにも、その場ですぐ引き渡さず、買取価格や条件を含め、じっくり検討するようにしましょう。

○ 自動車（2輪を除く）や家具、書籍、CDやDVD、ゲームソフト類などは、「訪問買取」の規定が適用されませんので、注意が必要です。お困りの際は、お住まいの市町村の相談窓口やアイネスにご相談ください

○ 詳しくは **国民生活センター**

… http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/houmon_kaitori.html

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：0570-064-370** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - ・ 相談電話：**097-536-5000**
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

=====